

(注1) (注2)

毎月勤労統計調査に係る脱落事業所の脱落時賃金水準について

(注3) 連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均	連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均	連続提出月数	最終提出時の 賃金水準の平均
1	99.6	13	112.4	25	77.4
2	96.6	14	109.7	26	99.4
3	99.3	15	104.4	27	107.0
4	119.4	16	116.2	28	91.7
5	76.8	17	127.1	29	74.4
6	94.9	18	107.7	30	118.2
7	101.4	19	107.9	31	79.2
8	100.1	20	83.2	32	102.9
9	96.2	21	96.2	33	118.4
10	103.7	22	84.8	34	107.6
11	97.3	23	124.9	35	99.8
12	107.2	24	96.6		

資料出典:「毎月勤労統計の改善に関する検討会」第2回資料2-2

- (注1) 脱落事業所とは、調査開始時点から集計対象となる調査票を継続して提出していながらもある時点から集計対象となる調査票を提出しなくなった事業所。
- 2) 賃金水準とは、調査票から算出した一人当たり定期給与を提出事業所が該当する区分(産業大分類、事業所規模別)全体の一人当たり定期給与(公表値)で除した数値。
- 3) 調査開始時点(平成24年1月)から集計対象となる調査票を継続して提出した月数。